杉並区告示第 551 号

特別区道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、特別区道の路線を下記のとおり認定する。

この関係図面は、令和8年 11 月2日から2週間、都市整備部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年 11 月2日

杉並区長　岸本　聡子

記

路線名	起点～終点	重要な経過地
第 2591 号路線	清水三丁目4番～ 清水三丁目4番	